

## 弟子屈町鹿対策協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、弟子屈町鹿対策協議会（以下「協議会」と称す。

### (目的)

第2条 近年エゾ鹿による農作物の食害が急増しており、地域の農業者にとっておおきな問題となっている。食害防止のためには、エゾシカを捕獲することが最も効率的であるが自然保護の見地から捕獲が制限されている現状にあり、自然と調和のとれた対策を講じることが課題である。

このためあらゆる問題点を把握することを通じて、エゾ鹿等の被害対策を総合的に検討し、農作物被害を最小限にすることを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、第2条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 調査、研究活動の推進
- (2) 関係機関、団体等との連絡調整
- (3) その他目的達成上必要な事項に関すること

### (構成員)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

弟子屈町・摩周湖農業協同組合・釧路農業改良普及センター・釧路地区農業共済組合弟子屈支所・ホクレン斜里原料所・摩周湖農協畑作振興会・弟子屈町酪農振興会連合会・雪印乳業株式会社磯分内工場・弟子屈町農業委員会

2 協議会は、事業目的達成のため、必要に応じ構成員以外の者の出席を求め意見を徴すること、及び現地調査等を依頼することができる。

### (役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

会 長 1名  
副会長 1名  
監 事 2名

2 役員は総会において選出し、その任期は協議会存続中とする。ただしその団体の長に変更が生じた場合は、後任者がその任にあたる。

3 会長は、弟子屈町長があたるものとし、協議会を代表し会務を統括する。

4 副会長は、摩周湖農業協同組合長があたるものとし、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

5 監事は、弟子屈町農業委員会会長及び釧路農業改良普及センター所長があたるものとし、協議会の会計及び会務処理状況を監査する。

( 会議 )

第 6 条 協議会の総会は 4 月に開催し、会長がこれを召集し議長をつとめる。

2 総会は、事業報告、事業計画及び収支予算、決算、役員改選、規約の改廃等その他必要と認める事項を協議し、議決する。

3 臨時総会及びその他会議は、必要に応じ会長がこれを召集し議長をつとめる。

( 事務局 )

第 7 条 協議会の事務局は、会長が所属する機関及び団体に置く。

2 協議会の事務局は、総会の議決事項に従い事務の推進、会議の開催、会計経理等必要な事務を掌握する。

( 会計 )

第 8 条 協議会運営経費は、関係機関、団体等の負担金、その他収入をもってこれにあてる。

( 会計年度 )

第 9 条 協議会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし平成 3 年度に限り平成 4 年 1 月 16 日から平成 4 年 3 月 31 日までとする。

( 雑則 )

第 10 条 その他この会則に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 4 年 1 月 16 日より施行する。

2 設立当時の役員の任期は、第 5 条の規定にかかわらず平成 4 年 3 月 31 日までとする。

3 平成 5 年 5 月 13 日、規約の一部改正

4 平成 8 年 5 月 9 日、規約の一部改正

5 平成 12 年 6 月 12 日、規約の一部改正

6 平成 15 年 6 月 2 日、規約の一部改正

7 平成 18 年 6 月 19 日、規約の一部改正

8 平成 20 年 5 月 2 日、規約の一部改正